

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。問い合わせや申し込みなどは→の記号で表示します。市役所の代表電話番号は☎0429-53-1111です。

暮らしの情報ページ



2月16日(月)～3月16日(月)は

市・県民税、所得税の申告期間

市・県民税

市・県民税の申告は市役所、各公民館で

申告が必要と思われるかたへ申告書を郵送します。同封の「申告書の手引き、書き方」を参考にお書きください。また、申告書が郵送されないかたでも申告が必要と思われるかたは、各出張所・公民館、市民税課に用意してありますのでご利用ください。なお、確定申告をするかたは不要です。

申告書は左記の会場へ提出するか、3月16日(月)までに市民税課に郵送してください。

市・県民税申告受付日程

とき	会場
2月16日(月)	市役所(6階)
2月17日(火)	市役所(6階)
2月18日(水)	市役所(6階)
2月19日(木)	市役所(6階)
2月20日(金)	狭山台公民館
2月23日(月)	市役所(6階)
2月24日(火)	広瀬公民館
2月25日(水)	奥富公民館
2月26日(木)	水富公民館
2月27日(金)	市役所(6階)
3月2日(月)	市役所(6階)
3月3日(火)	市役所(6階)
3月4日(水)	市役所(6階)
3月5日(木)	人間公民館
3月6日(金)	人間公民館
3月9日(月)	市役所(6階)
3月10日(火)	堀兼公民館
3月11日(水)	水野公民館
3月12日(木)	柏原公民館
3月13日(金)	市役所(6階)
3月16日(月)	市役所(6階)

※時間はいずれも9時～16時。住民税、主な所得税の申告用紙は各出張所・公民館、市民税課窓口にあります。なお、還付申告は上記日程以外でも、すでに所沢税務署で受け付けています(土・日・祝日は除く)



所得税

所得税の確定申告 所得税の還付、郵送受け付け

所得税の確定申告 青色申告、事業所得、不動産所得、譲渡所得の申告、住宅取得等特別控除の申告は、所沢税務署で受け付けます。市役所では受け付けてできません。

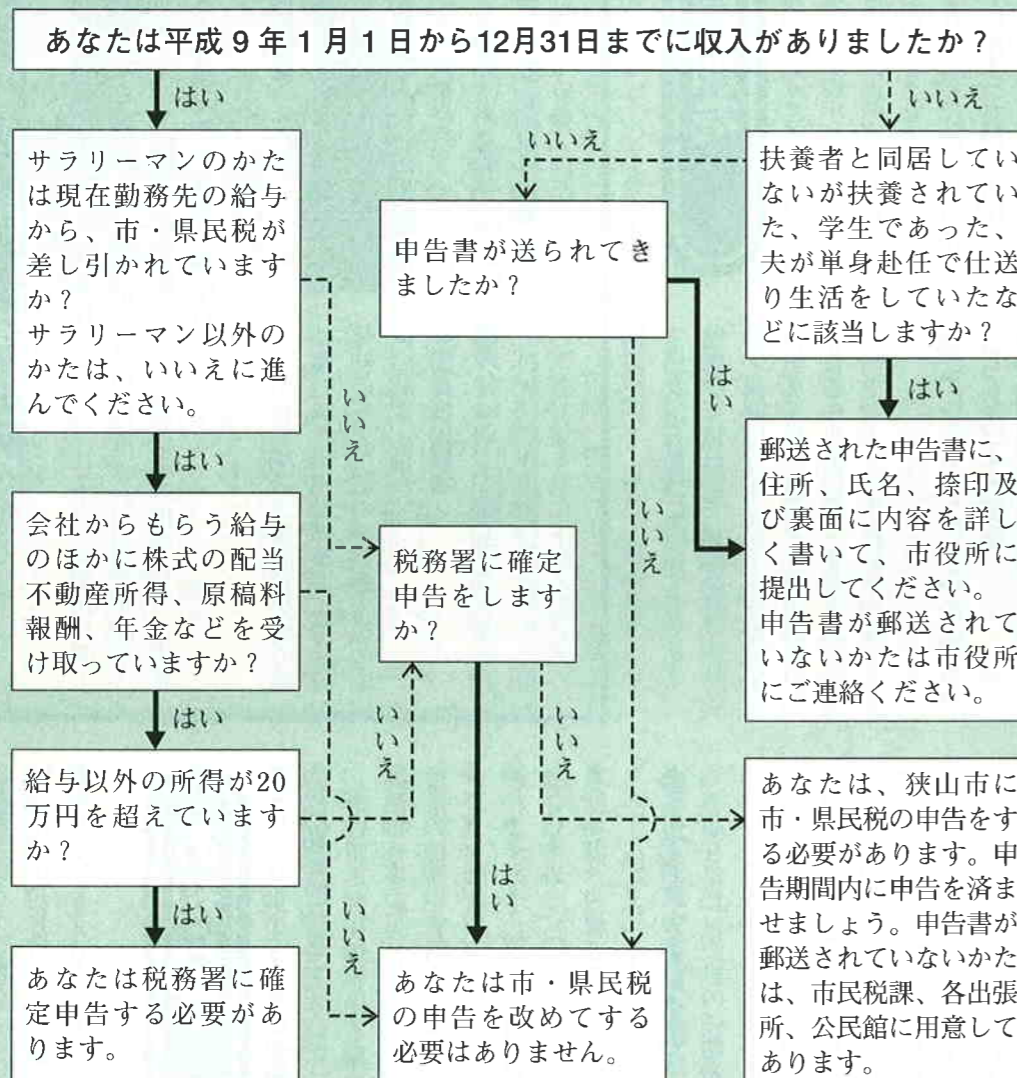
申告すること、所得税が還付されるかた 給与所得者で確定申告が必要ないかたでも、次のいずれかに該当するかたは申告すること、源泉徴収された所得税が還付になる場合があります。申告の受け付けは、すでに所沢税務署で行なわれています。

税理士の還付申告無料相談 2月2日～2月13日(土・日・祝日を除く)、各税理士事務所、年金や給与所得者で医療費控除を受けようとするかた、年途中で退職または

就職したかたの少額な還付申告相談 や申告書の作成を無料で行ないます。希望するかたは、税理士事務所または下記事務局へ事前に電話連絡のうえ、お出かけください。事前連絡の受

付時間は、9時30分～16時です。 ●問い合わせ関東信越税理士会 所沢支部事務局 ☎93-10822

別表1 私は市・県民税を申告する必要がありますか?



※平成10年1月1日現在、狭山市以外の市町村に住んでいたかたは、その市町村に申告してください

消費者ホット情報

結婚情報サービスを巡るトラブル 安室奈美恵さんが結婚した時は号外まで出たとか。結婚をめぐる状況は、未婚化、晩婚化、離婚数の増加などが言われていますが、最近結婚願望が表面に現れてきました。それにつれ結婚を希望する男女を会員として募り、出会いの場を提供することを業とする結婚情報サービス「結婚相談所」・「結婚紹介所」などについての苦情も増えてきました。